

平成 17 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社イチャ
代表者名 代表取締役社長 吉 岡 公 和
(ジャスダック コード 9 9 6 8)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄
(TEL . 0 8 8 - 8 2 3 - 2 6 3 8)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において、平成 17 年 3 月 31 日開催予定の臨時株主総会に、定款変更を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 臨時株主総会開催予定日

平成 17 年 3 月 31 日 (木)

2 . 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 会社の発行済株式数が既に 191,760,884 株となっていることから、今後の機動的な資金調達の確保のため、会社の発行する株式の総数を 765,000,000 株に変更するものであります。
- (2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 132 号)により、定款の定めに基づいて取締役会の決議による自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 6 条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (3) 将来の事業拡大に備えて事業目的を追加するものであります。
- (4) 「商法等の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 44 号施行日平成 15 年 4 月 1 日)により、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数を総株主の議決権の 3 分の 1 以上までに緩和することが認められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

なお、上記(3)、(4)につきましては、平成 16 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会におきまして、第 1 号議案として「定款一部変更の件」が審議され、賛成多数をもって可決されておりますが、同臨時株主総会決議に関し、当社株主より決議無効確認等の訴訟が提起され、現在高松高等裁判所にて係属中であります。つきましては、万一同決議の取消が確定した場合、今回の臨時株主総会にて、決議された議案の効力においても不安定な状態におかれる等の問題が考えられるため、上記訴訟の進行とは別に平成 16 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会でご承認を得た内容を再度お諮りするものであります。従いまして、上記(3)、(4)に関する決議は、平成 16 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案「定款一部変更の件」の決議の取消が万一確定した場合に、遡って効力を生じるものいたします。

3 . 変更の内容

別紙記載のとおり。

以 上

< 別紙 >

(下線___は 2 . (1)(2)の変更箇所)

(波線_____は 2 . (3)(4)に該当箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工 2 . 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売 3 . 煙草、酒類およびジュース類の販売 4 . 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 5 . 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、<u>絵画、美術品、自動車、自動車部品、 工作機械およびその部品</u> 6 . 不動産の売買、賃貸、仲介および管理並びに利用 7 . 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工 8 . 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理 9 . 飲食店の経営 10 . フランチャイズシステムによる飲食店の経営 11 . コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売 12 . 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売 13 . <u>移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売</u> 14 . 有価証券の投資および運用 15 . 総合リース業 16 . 貨物運送代理店業 17 . ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営およびその指導 18 . <u>セキュリティ機器の開発、製造および販売</u> 19 . <u>情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売</u> 	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工 2 . 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売 3 . 煙草、酒類およびジュース類の販売 4 . 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 5 . 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、<u>絵画、美術品、自動車、自動車部品、 工作機械およびその部品</u> 6 . 不動産の売買、賃貸、仲介および管理並びに利用 7 . 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工 8 . 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理 9 . 飲食店の経営 10 . フランチャイズシステムによる飲食店の経営 11 . コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売 12 . 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売 13 . <u>移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売</u> 14 . 有価証券の投資および運用 15 . 総合リース業 16 . 貨物運送代理店業 17 . ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営およびその指導 18 . <u>セキュリティ機器の開発、製造および販売</u> 19 . <u>情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>19. 出版および印刷に関する業務</p> <p>20. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業</p> <p>21. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務</p> <p>23. <u>コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売</u></p> <p>24. <u>コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発</u></p> <p>25. <u>乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売</u></p> <p>26. <u>光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売</u></p> <p>27. <u>企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋</u></p> <p>28. <u>経営コンサルタント業務</u></p> <p>29. <u>各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理</u></p> <p>30. <u>貸金業</u></p> <p>31. <u>磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売</u></p> <p>32. <u>磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売</u></p> <p>33. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>20. 出版および印刷に関する業務</p> <p>21. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業</p> <p>22. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務</p> <p>23. <u>コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売</u></p> <p>24. <u>コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発</u></p> <p>25. <u>乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売</u></p> <p>26. <u>光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売</u></p> <p>27. <u>企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋</u></p> <p>28. <u>経営コンサルタント業務</u></p> <p>29. <u>各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理</u></p> <p>30. <u>貸金業</u></p> <p>31. <u>磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売</u></p> <p>32. <u>磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売</u></p> <p>33. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>375,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第7条(条文省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>765,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条～第8条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第 10 条 ~ 第 12 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 11 条 ~ 第 13 条</u> (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株主総会 (決議)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会 (決議)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u></p>
<p><u>第 14 条 ~ 第 38 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 15 条 ~ 第 39 条</u> (現行どおり)</p>